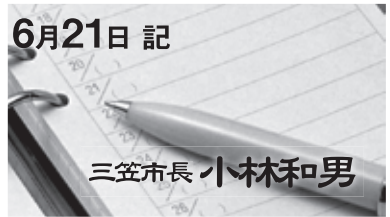


# 市長室

6月21日記



## この冬の雪害に思う

今年も早いものでもう7月になりました。市民の皆さんいかがお過ごしでしょうか。

本州で大きな被害をもたらした台風4号は、当初の予報進路を変え北海道には上陸せず「ホツ」としたところ。というの、市民の皆さんもご存じと思いますが、今冬の雪害で倒壊した家屋が相当数ありました。その中には、早急に処理され、きれいな地所になっている所もたくさんありますが、いまだ処理をせず放置されている家屋も数多くあり、台風の強い風によって「トタン」などが飛散し、ほかの家を破損させたり、歩行者に大けがをさせたりするのはないかと、それが心配

だったのです。

市では、所有者やその親族に速やかに倒壊家屋を撤去するようにお願いしていますが、所有者が死亡していたり、その親族が撤去することを拒否したりとなかなかうまく進んでいないのが現状です。

倒壊家屋が放置されたままでは、まちの美観を損ない隣近所にも迷惑を掛けることにもなります。飛散してけが人が出ることを防ぐため1日も早く倒壊家屋の撤去をするよう所有者に指導を行い課題解決に全力を挙げているところです。

こうした雪害で倒壊した家屋などは、三笠市だけでなく他の町にも数多く見られます。現在、それらの自治体と連携しながら、住民の安全を確保するため政府に対して必要な法整備や財政支援を求めているところです。

日本には「家を造る」ときにはいろいろな法律がありますが「家を壊す」ときの法律が整備されていないのです。明治維新以降、近代国家となった日本で、このような法律が整備されていないのは不思議です。加えて日本の法律は「私権」を尊重する法体系となっていますので、「公権」がどこまで関与できるのかは、我々1自治体の判断だけでは解決

できない現状にあります。

具体的には、撤去をしない倒壊家屋などを市町村が強制的に整理し、費用を納めない場合は「財産の差し押さえ」などを簡単にできるようにしてほしいというのが本音ですが、この問題解決にはどうしても国の法整備が必要なのです。

こうした背景から過日、全道市長会や全国市長会を通して空き家や倒壊家屋などに対し、公権力を行使できるような法整備の必要性を政府に要請したところです。

また、公共施設については早急に修理が必要のため、現在会期中の第2回三笠市議会定例会で雪害対策費として1億8千万円の補正予算を提案しており、議決をいただいた後に早急に対応したいと考えております。

さて、今日この原稿を書いている日は「夏至」です。1年を通して太陽が出ている時間が一番長い日で、気温も少しずつ上がってきています。が、何となく寒い日が続いています。7月は1年のうちで1番気温が上がる月なので、良い天気が続く冷夏に見舞われず農作物が順調に発育していくことを期待します。

## 平成24年春の叙勲

### まさくに 佐々木公之さんに瑞宝双光章 (元三笠市助役)

平成24年春の叙勲で佐々木公之さん(多賀町)が瑞宝双光章を受章されました。

佐々木さんは、昭和58年6月から三笠市助役として就任以来、連続2期8年の長きにわたり、市長の補佐役や本市の行政を直接指揮監督する責任者として、生活基盤や都市機能の充実などを重点としたまちづくりに多大な貢献をされ、その功績が認められての受章となりました。



【問合先】総務課総務秘書係 ☎ 3185